

令和3年5月11日

令和3年第4回神奈川県議会臨時会

# 産業労働常任委員会資料

(令和3年5月11日付託分)

産業労働局

令和3年度5月補正予算

I	令和3年度5月補正予算総括表【産業労働局関係】	1
II	令和3年度5月補正予算の内容【産業労働局関係】	2

(注) 数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

# I 令和3年度5月補正予算総括表【産業労働局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 5月補正 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,701,667	0	7,701,667	—	—	—	—	
(項)労政費	4,554,938	—	4,554,938	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	116,826,035	55,763,422	172,589,457	55,263,582	—	—	499,840	
(項)商工総務費	91,770,489	55,763,422	147,533,911	55,263,582	—	—	499,840	感染症拡大防止協力金事業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	19,698,096	—	19,698,096	—	—	—	—	
小 計	124,527,702	55,763,422	180,291,124	55,263,582	—	—	499,840	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	124,527,702	55,763,422	180,291,124	55,263,582	—	—	499,840	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

(一般会計+特別会計)

産業労働局 ・労働委員会合計	127,361,581	55,763,422	183,125,003					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

## Ⅱ 令和3年度5月補正予算の内容【産業労働局関係】

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

#### 一部 **新** 感染症拡大防止協力金事業費

##### (1) 目的

まん延防止等重点措置の実施すべき期間が令和3年5月31日まで延長されるとともに、5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を、まん延防止等重点措置区域に加えることに伴う、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

##### (2) 内容

###### ア 飲食店等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域においては、5時から20時までの時間短縮営業、その他区域においては、5時から21時までの時間短縮営業を行う飲食店等に売上高等に応じた協力金を交付する。

###### イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域において、5時から20時又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模等に応じた協力金を交付する。

##### (3) 予算額 55,763,422千円

# 5月12日以降の措置区域の拡大 及び本県の対応

(第33回、34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

## GW期間中の人流データ(内閣官房資料抜粋)

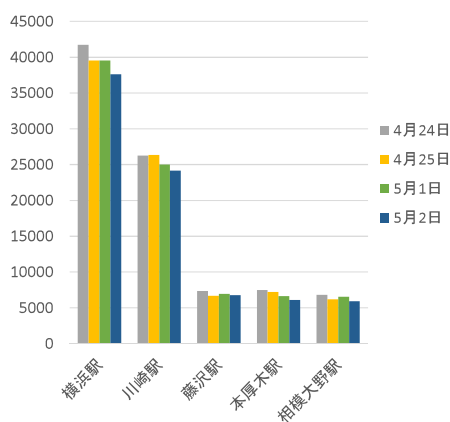
各日15時時点増減率(%)		4/28(水)	4/29(木)	4/30(金)	5/1(土)	5/2(日)	5/3(月)	5/4(火)	5/5(水)
横浜駅	感染拡大前比	0.7	-6.2	12.8	4.8	0.6	-2.1	-2.8	-11.7
	緊急事態宣言(1)前比	33.9	52.1	49.9	69.8	63.1	58.6	57.5	43.1
	緊急事態宣言(2)前比	14.3	29.9	28.0	45.0	39.2	35.4	34.5	22.1
	前年同月比	113.9	262.8	139.5	234.2	220.9	212.1	210.0	181.5
	前日比	3.0	13.6	-1.4	13.3	-4.0	-2.7	-0.7	-9.2

各日15時時点増減率(%)		4/28(水)	4/29(木)	4/30(金)	5/1(土)	5/2(日)	5/3(月)	5/4(火)	5/5(水)
みなと みらい	感染拡大前比	-28.7	-30.4	-28.2	-20	-12.8	-9.8	-5.4	-28.5
	緊急事態宣言(1)前比	20.3	6.5	21.2	22.4	33.3	38	44.7	9.3
	緊急事態宣言(2)前比	14	0.9	14.9	16	26.3	30.7	37.1	3.6
	前年同月比	63	213.2	64.3	246.5	277.5	290.7	309.8	209.5
	前日比	-1.4	-11.5	13.9	0.9	9	3.5	4.9	-24.5

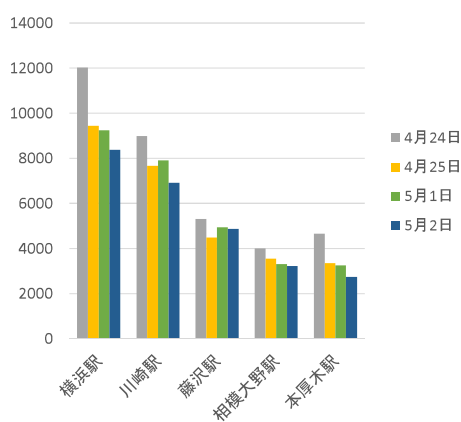
5月3日15時時点増減率(%)		片瀬西浜海水浴場	江の島	箱根	小町通り・鶴岡八幡宮
観光地	感染拡大前比	-0.4	-0.8	50.8	-9.2
	緊急事態宣言(1)前比	128.4	763.1	167.3	91
	前年同月比	34.5	366.3	192.5	116.3
	2019年同月比	-29.9	-29.7	7.1	-27.4

# 都の宣言発出前4月24・25日とGW中5月1・2日の人流比較

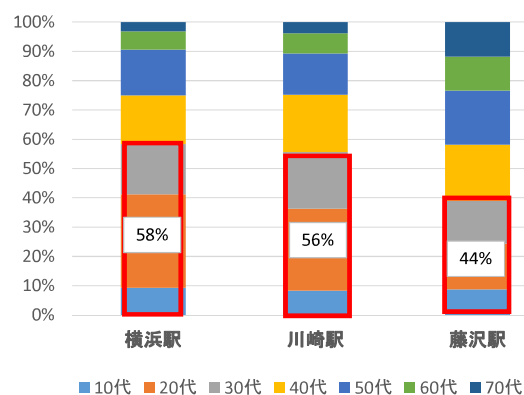
① 休日15時の主要駅人流推移



② 休日21時の主要駅人流推移



③ GW(5/2)の主要駅人流年代割合



Kanagawa Prefectural Government

## GW中の人出の状況(まとめ)

- GW中の人出は、感染拡大前と比べれば、減少しているものの、緊急事態宣言が出されていた**昨年のGWと比べれば大幅に増加**している。  
横浜駅(昨年GW比 最大263%) みなとみらい(同 最大310%)
- 人出の内訳は、**横浜、川崎を中心に、30代以下の若者が多い**。
- 4月24日、25日(東京に緊急事態宣言が適用された週末)と5月1日、2日(GW期間中の週末)を比較すると、人流は減少している。
- 百貨店は、職員の調査によれば、東京に宣言が出された25日に、入場制限が行われたがその後は確認されていない。天候等によってかなりの混雑になるが、店頭で、感染防止の呼びかけや、テナント、イベントごとに入場整理を行うなど対策がなされ、混乱は生じていなかった。

Kanagawa Prefectural Government

# 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数 (週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数(4月16日～22日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数 (週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.58
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所別新規感染者数(4月28日～5月4日)

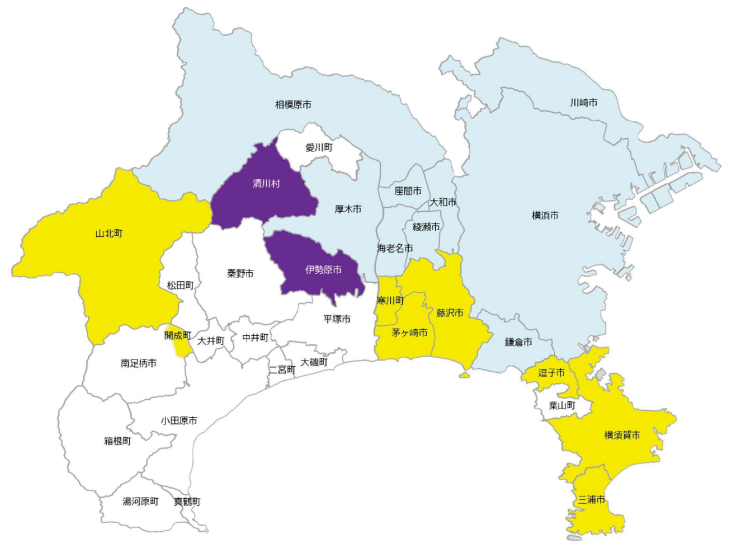
保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数 (週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

Kanagawa Prefectural Government

# 県内市町村の新規感染者の発生状況

市町村	保健所	4/9-4/15		4/16-4/22		4/28-5/4	
		新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり
横浜市	横浜	432	11.49	623	16.57	666	17.72
川崎市	川崎	295	19.16	411	26.69	399	25.92
相模原市	相模原	77	10.64	95	13.13	77	10.65
横須賀市	横須賀	21	5.36	33	8.43	55	14.09
藤沢市	藤沢	42	9.63	45	10.31	59	13.51
茅ヶ崎市	茅ヶ崎	22	9.08	29	11.97	36	14.85
秦川町	茅ヶ崎	1	2.06	5	10.31	6	12.36
平塚市	平塚	9	3.49	11	4.27	23	8.93
二宮町	平塚	2	7.25	4	14.51	1	3.63
大磯町	平塚	1	3.21	8	25.88	2	6.43
秦野市	秦野	16	9.73	11	6.69	7	4.26
伊勢原市	秦野	5	4.90	23	22.52	29	28.41
鎌倉市	鎌倉	29	16.79	25	14.46	31	17.93
逗子市	鎌倉	2	3.51	7	12.29	6	10.53
葉山町	鎌倉	1	3.17	4	12.69	2	6.34
三浦市	三浦	5	11.94	6	14.32	5	11.96
小田原市	小田原	48	19	19	10.04	10	5.29
箱根町	小田原	0	0	0	0	0	0.00
湯河原町	小田原	0	0	0	0	2	8.52
真鶴町	小田原	0	0	0	0	0	0.00
南足柄市	足柄上	6	14.52	1	2.42	0	0.00
山北町	足柄上	0	0	0	0	1	10.49
中井町	足柄上	0	0	0	0	0	0.00
大井町	足柄上	1	5.86	1	5.86	0	0.00
松田町	足柄上	1	9.36	5	0	0	0.00
開成町	足柄上	4	22.00	4	22.00	2	10.99
厚木市	厚木	35	15.62	46	20.52	43	19.21
海老名市	厚木	8	5.91	28	19.20	32	23.61
座間市	厚木	3	2.29	13	9.94	14	10.71
愛川町	厚木	2	5.09	4	10.18	3	7.64
清川村	厚木	0	0	0	0	1	32.84
大和市	大和	21	8.78	42	17.57	21	8.78
綾瀬市	大和	27	14	16.60	19	22.55	

Kanagawa Prefectural Government



人口10万人あたりの新規感染者数(人)	
25人以上(ステージⅣ)	山北町, 開成町, 厚木市, 海老名市, 座間市, 愛川町, 清川村
15人~25人(ステージⅢ)	川崎市, 伊勢原市, 大和市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 厚木市, 大和市
10人~15人(ステージⅡ)	横浜市, 相模原市, 横須賀市, 藤沢市, 茅ヶ崎管内, 鎌倉市, 三浦市, 小田原市, 大和市, 綾瀬市
既にまん延防止等重点措置の適用地域	相模原市, 川崎市, 横須賀市, 藤沢市, 茅ヶ崎管内, 鎌倉市, 小田原市, 大和市, 綾瀬市

## 神奈川県感染防止対策取組書登録店(飲食店)

	業態	飲食店等
	市町村全体	56617
1	横浜市	21796
2	川崎市	8672
3	相模原市	3632
4	藤沢市	3191
5	横須賀市	3053
6	鎌倉市	2082
7	平塚市	1963
8	大和市	1798
9	小田原市	1617
10	厚木市	1489

Kanagawa Prefectural Government

	業態	飲食店等
11	茅ヶ崎市	1414
12	秦野市	796
13	海老名市	737
14	座間市	573
15	伊勢原市	552
16	三浦市	419
17	箱根町	415
18	湯河原町	344
19	逗子市	302
20	寒川町	268
21	綾瀬市	264
22	葉山町	239

	業態	飲食店等
23	愛川町	180
24	南足柄市	141
25	二宮町	139
26	大磯町	107
27	大井町	102
28	松田町	91
29	開成町	90
30	真鶴町	56
31	清川村	35
32	山北町	34
33	中井町	26

## 令和元年度における1日平均の線区別・駅別乗車人数

(JR東日本 東海道本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	419,440	横浜市
川崎駅	215,234	川崎市
武蔵小杉駅	129,194	川崎市
戸塚駅	112,598	横浜市
藤沢駅	108,873	藤沢市
大船駅	98,926	鎌倉市
鶴見駅	80,794	横浜市
平塚駅	60,941	平塚市
辻堂駅	59,409	藤沢市
東戸塚駅	58,888	横浜市

※ 横須賀線、南武線および京浜東北線の駅を含む。

Kanagawa Prefectural Government

(小田急電鉄)

駅名	乗客数	所在市町村名
町田駅	144,710	町田市 (相模原市)
登戸駅	83,898	川崎市
藤沢駅	81,966	藤沢市
海老名駅	76,216	海老名市
本厚木駅	75,520	厚木市
新百合丘駅	64,473	川崎市
相模大野駅	63,655	相模原市
大和駅	59,360	大和市
中央林間駅	49,117	大和市
湘南台駅	46,190	藤沢市

※ 小田原線、江ノ島線および多摩線の駅を含む。

(京浜急行電鉄本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	161,826	横浜市
上大岡駅	71,842	横浜市
京急川崎駅	66,050	川崎市
金沢文庫駅	34,940	横浜市
横須賀中央駅	34,047	横須賀市
金沢八景駅	29,887	横浜市
追浜駅	21,044	横須賀市
杉田駅	16,899	横浜市
京急鶴見駅	16,540	横浜市
生麦駅	15,084	横浜市

(令和2年度版 神奈川県交通関係資料集)



## 措置区域の検討

### ○ 直近1週間(4/28~5/4)の10万人あたりの新規感染者の状況

横浜(17.72) 川崎(25.92) 相模原(10.65) 鎌倉(17.93) 厚木(19.21) 大和(8.78) 海老名(23.61) 座間(10.71) 綾瀬(22.55)  
横須賀(14.09) 藤沢(13.51) 茅ヶ崎(14.85) 伊勢原(28.41)

○ 前回6市を追加した際の考え方をふまれば、**横須賀、藤沢、茅ヶ崎、伊勢原**が措置区域の対象となる。

○ また、周辺を措置区域に囲まれる**逗子、三浦、葉山、寒川**が措置区域の対象となる。

感染者の状況、人流、飲食店の集積、生活圏、措置区域との連たん性などから総合的に判断し、**横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町及び寒川町**を措置区域に追加したい。

Kanagawa Prefectural Government

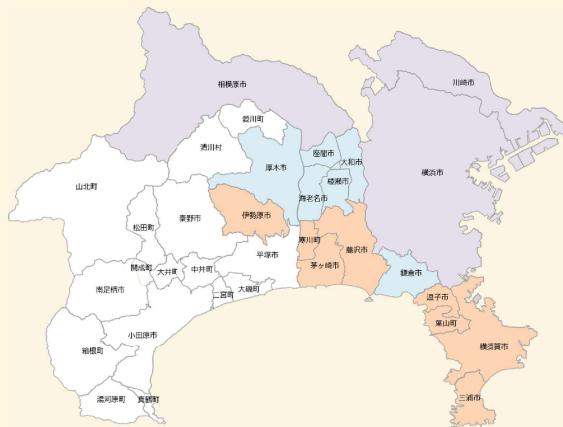
## まん延防止等重点措置等の概要

### 1 まん延防止等重点措置を実施する区域(措置区域)と期間

横浜市、川崎市、相模原市、(4月20日~5月31日)

鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~5月31日)

**横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町**  
(5月12日~5月31日)



Kanagawa Prefectural Government

# 県民への要請

## 県内全域(措置区域+その他区域)

### ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの

- 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、MASKの基本的な感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

Kanagawa Prefectural Government

# 事業者への要請(飲食店等)

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市) (5月12日からは、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加)	その他区域
○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時間】5時から20時まで 酒類の終日提供の停止(酒類の持込み含む) カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)	○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時間】5時から21時まで 酒類の提供本数や提供時間制限等 カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)
○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> </ul>	同左
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li> <li>・ 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li> <li>・ 命令のための立入検査等(法第72条)</li> <li>・ 命令違反等に対する過料(法第80条)</li> </ul>	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者(その他の施設)への要請①(時短要請等)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッチング練習場 など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者(その他の施設)への要請②(その他措置)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者(その他の施設)への要請③(共通事項)

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止等の働きかけ</li> <li>○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ</li> <li>○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ</li> <li>○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。</li> <li>○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
<p>○収容人数等の要請(法24条第9項)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。</p>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
<p>○営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 酒類の終日提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の停止</p>	<p>○営業時間短縮の働きかけ</p> <p>【時間】5時から21時まで 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から20時まで</p>										
<p>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</p> <p>○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</p>											

## その他事業者への要請

### 県内全域(措置区域+その他区域)

- テレワークの徹底 等
  - ・ 「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
  - ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
  - ・ 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。
- 大学や学校への要請
  - ・ 大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
  - ・ 感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
  - ・ 特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。
  - ・ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図るよう要請する。

Kanagawa Prefectural Government

## 大規模施設等に対する協力金について

### 【考え方】

- 現在、緊急事態宣言対象区域において、定額で支給することとしている協力金について、今般、まん延防止等重点措置区域においても対象とし、事業規模に応じたものに見直す。
- ※ まん延防止等重点措置区域においては、5月7日から適用する。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1000平米超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金額 (日額)	「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」

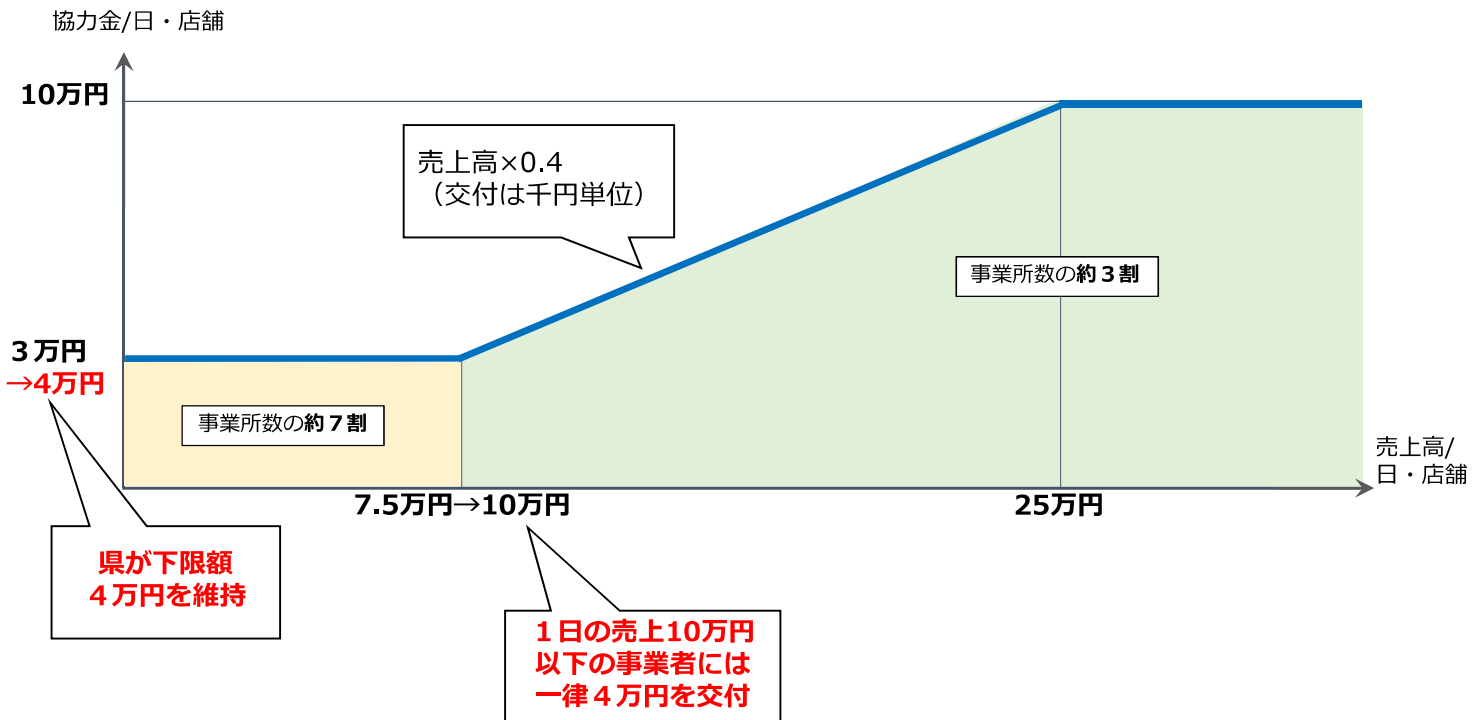
Kanagawa Prefectural Government

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10弾）について

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、 <b>横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町</b>	左記以外の県域
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月12日～5月31日の20日間</li> <li>営業時間は5時から20時まで</li> <li><b>酒類の提供を終日停止(酒類の店内持込を含む)</b></li> <li><b>飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止(新規)</b></li> <li>「感染防止対策取組書」等の掲示</li> <li>マスク飲食の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月12日～5月31日の20日間</li> <li>営業時間は5時から21時まで</li> <li>酒類の提供は11時から20時まで</li> <li><b>飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止(新規)</b></li> <li>「感染防止対策取組書」等の掲示</li> <li>マスク飲食の推奨</li> </ul>
想定対象店舗数	約36,000店舗	約4,000店舗
予算額	協力金 414億7,200万円…① (うち、 <b>県による下限維持分 50億4,000万円(※)</b> )	協力金 34億円…②
協力金の算定方法	<p><b>＜中小企業＞</b> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4 (<b>下限4万円/日(※)</b>、上限10万円/日)</p> <p><b>※ 5月12日以降の協力金に係る国が示す下限額は3万円とされていたが、臨時交付金を活用し、特例的に最大1万円を上乗せ</b></p> <p><b>＜大企業＞</b> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p><b>＜中小企業＞</b> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p><b>＜大企業＞</b> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>

**合計 ①+②+事務費5億3,638万円=454億838万円**

## 「まん延防止等重点措置区域」の売上高方式の運用（中小企業）



## 大規模施設等協力金について

### 1 適用区域

まん延防止等重点措置区域

(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、  
海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、  
逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町)

### 2 要請対象施設

#### ①大規模施設

特措法第 24 条第 9 項に基づく、時短要請を行った 1,000 m<sup>2</sup>超の施設  
(※詳細は、9 ページ上段の資料を参照)

#### ②テナント・出店者

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般  
消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

### 3 協力金の交付要件

5 月 12 日～5 月 31 日までの 20 日間において

・ 5 時から 20 時までの時間短縮営業

※イベント開催の場合は 5 時から 21 時までの時間短縮営業

・「感染防止対策取組書」等の掲示

### 4 協力金の額

#### ①大規模施設

時短営業した面積 1,000 m<sup>2</sup>ごとに 20 万円/日

#### ②テナント・出店者

時短営業した面積 100 m<sup>2</sup>ごとに 2 万円/日

上記に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額を交付

### 5 予算額

103 億 5,504 万円

(内訳)

①大規模施設	3,780	事業所	94 億 5,000 万円
②テナント・出店者	14,040	事業所	7 億 200 万円
③事務費			2 億 304 万円